

公益財団法人 檉の芽会

奨学活動助成規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人檉の芽会（以下、「当会」という。）定款第4条の規定に基づき実施する奨学援護事業のうち、同条第1項第3号にて実施する奨学活動助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成事業の種類)

第2条 当会の奨学活動助成の種類は、次の通りである。

- (1) 伴走型就学・学習支援活動助成

(助成対象)

第3条 前条の助成制度により助成金を交付する対象は、高校・大学・専門学校等への進学・卒業を支援する活動団体が実施する日本国内での非営利活動を対象とする。詳細については、募集要項にて規定する。

(申請)

第4条 助成事業は、事業年度ごとの事業計画に基づき、当会ホームページ等を通じて公募する。

- 2 助成金の交付を希望する団体は、募集要項に記した所定の申請書及び必要書類を申込期日までに、当会の事務局に提出するものとする。
- 3 事務局が必要であると認めるときは、申請者に対して追加の書類等の提出、または申請団体を訪問して追加の説明を求めることができる。

(選考・決定)

第5条 助成の対象となる団体及び交付する助成金額は、助成選考基準に基づき、選考委員会で選考し、理事会で助成者を決定する。

- 2 選考委員会については、別に定める「選考委員会規程」に基づく。

(選考結果の通知)

第6条 理事会決定後は、速やかに審査結果を当該助成申請者に書面または電磁的な方法（例：電子メール等）にて通知する。

(交付手続き)

第7条 第5条に基づき決定した助成金は、交付手続きが完了後速やかに、原則、交付対象団体名義の金融機関口座に送金して行うものとする。なお、振込手数料は当会の負担とする。

(助成金の返還)

第8条 交付決定者が次の各号の一に該当すると認められる場合には、次条に定める変更承認があった場合を除き、この法人は支給した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき。
- (2) 助成金を活動目的に沿わない用途において使用したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) 災難など予見不可能な事象のために活動を継続する見込みがなくなったとき。
- (5) 助成対象者として適当でない事実があったとき。
- (6) 必要な書類の提出など手続きがされないとき。
- (7) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき。

(変更手続き)

第9条 助成金の交付を受けた団体が、助成対象となった活動を大幅に変更することとなった場合には、当該団体より別に定める変更申請書を提出させ、理事会の承諾を得ることとする。また理事長は、必要に応じて選考委員会にも当該変更申請書について意見を聞くことができる。

(完了報告)

第10条 助成金の交付を受けた者は、助成対象期間が終了したときには、遅滞なく完了報告及び会計報告を当会に提出するものとする。

(権利義務の帰属)

第11条 助成金の交付対象となった活動（購入・調達した物品も含む）に関わる権利義務は、当該活動を実施した団体に帰属するものとする。

(活動の公開)

第12条 助成金の対象となった活動については、助成を行った団体及びその活動の概要を

原則、当会のホームページ等にて公開する。

- 2 公開の方法やその内容については、募集要項に記載するものとする。
- 3 助成金の交付を受けた者が、当該助成金によって行った活動の成果を外部に発表する場合は、公開・非公開にかかわらず、当会の助成金を受けて実施した旨を明記することとする。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、令和 4 年 11 月 21 日から施行する。